

徳島県告示第六百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第二十九条第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成 長三六番地一	ヘルパーステーション ここはな	板野郡藍住町勝瑞字成 長三六番地一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和四年十一月三十日